

赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画
策定委託業務仕様書

1. 業務名

赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務

2. 目的

本業務は障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者差別解消法等の関係する法律に基づき、障害福祉施策及び障害福祉事業の円滑な実施を確保するために、赤磐市総合計画や関連する既存計画を参照し、国や県の動向、本市における障害者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や障害者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める「赤磐市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の策定支援を目的とする。

3. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託料上限額

4,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

本業務委託の完了を確認及び検査を行い支払う。

5. 業務内容（令和8年度業務）

（1）打合せ及び議事録

①受託者は本業務の着手前に、市と協議の上、本業務に係る年間工程表を作成する。年間工程表はその進捗にあわせて適宜協議を行い、見直しを行う。

②受託者と市は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等の定期的な打ち合わせを月1回程度行う。ただし、市が必要でないと判断した場合はこの限りではない。また、電話や電子メール等による調整事務や打ち合わせは必要の都度行う。受託者は、打ち合わせの内容について議事録要旨を作成し、その都度提出する。

（2）障害者・障害児（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証・障害児通所サービス受給者証を所持している人）の実態調査

日常生活の中で、障害者・障害児の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については前回実施した調査票を参考にしつつ、新たな独自設問も検討した内容とし、障害者・障害児に配慮した調査票作成をすること。また、個人情報を取り扱うことになるため、受託者は個人情報取り扱いに配慮しながらの作業を遵守すること。

＊調査の対象

・障害者・障害児（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証・障害児通所サービス受給者証を所持している人） 計800通

①調査票の設計支援

②調査票、発信・返信用封筒の印刷及び封入・封かん作業

③調査票の発送・回収準備（回収率60%）

（対象者の抽出、宛名シールの作成及び発送・回収は市が行うため、郵送費は委託料に含まない。）

④回収調査票の集計・分析

⑤結果報告分析資料の作成

（3）関係事業所及び団体等のヒアリングシート調査実施 約70通

障害者団体（その家族介護者等を含む。）、関連ボランティア組織、関連福祉施設等に対して、ヒアリングシート調査を実施することで、障害のある人が住み慣れた地域で自立し、心豊かに暮らせるまちづくりを推進するための課題及びそのために必要とされる関係者の役割分担（協働体制）について把握する。

（4）各種基礎資料の作成

障害者・障害児をめぐる施策動向、制度の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者・障害児の現況動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

【主な調査項目】

①障害者・障害児をめぐる施策動向

②人口の動向

③障害者・障害児の現況動向の把握（障害種別人数の動向）

④本市の概要、社会経済的特性や域内福祉資源等の把握

⑤訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、サービス利用計画作成等障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の利用実績（障害種別・サービス別）

⑥地域移行、就労移行の状況把握

（5）赤磐市の障害福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果の取りまとめを行い、課題の把握を行う。

① 上位・関連計画の把握

② 現行計画の評価・検証

③ 地域ニーズ等のまとめ

（6）障害福祉サービスの利用状況の整理・把握・見込量の算定、確保策の検討支援

障害福祉計画については人口、障害者数、サービス事業量等の主要指標について、過去の傾向値や地域ニーズを勘案の上、赤磐市と協議し、年度ごと、サービスごとの見込量の設定を行う。

なお、見込量等の設定においては現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、国・県の整備方針を踏まえながら、必要な見直し・設定作業を行う。

また障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備等については、国の基本指針に基づき、同計画内に障害児サービスの見込量や提供体制の確保に向けた目標等も盛り込むこととする。

- ① 障害福祉サービスの利用実績分析
- ② 障害者の動向や施策・サービスの利用状況の把握
- ③ 障害福祉サービスの各年度における見込量を算定、確保策の検討

(7) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを赤磐市が実施するにあたり、実施方法や取りまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 策定委員会の運営支援（4回程度）

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事録作成等の支援を行う。

(10) 計画本編及び概要版の作成

計画書及び概要版は、障害者及び市民に分かりやすくまとめたものを作成し、印刷製本作業を行う。

6. 成果品

次のものを納品すること。なお、成果品の著作権は、赤磐市に帰属するものとする。

- (1) 計画書（A4判・150部・100頁・本文1色刷・表紙色上紙）
- (2) 概要版（A4判・8頁・4色刷・音声コード付き）【データのみ】
- (3) 上記のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式及びWordファイル形式）
- (4) その他関係資料一式

7. 独自提案

上記仕様以外の独自提案がある場合は、企画・提案すること。

8. 個人情報の保護

- (1) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない（資料の転写・複写・転載・閲覧および貸し出しを含む）。
- (3) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すこと。なお、行う委託期間中であっても、市は、データ引き渡しを請求できる。

9. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、赤磐市と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (2) 上記業務においては、全て成果品を確実に納めること。
- (3) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、赤磐市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮すること。
- (5) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ赤磐市と協議し、決定すること。
- (6) 主たる業務を再委託しないこと。ただし、あらかじめ赤磐市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) プライバシーマークを取得していること。